

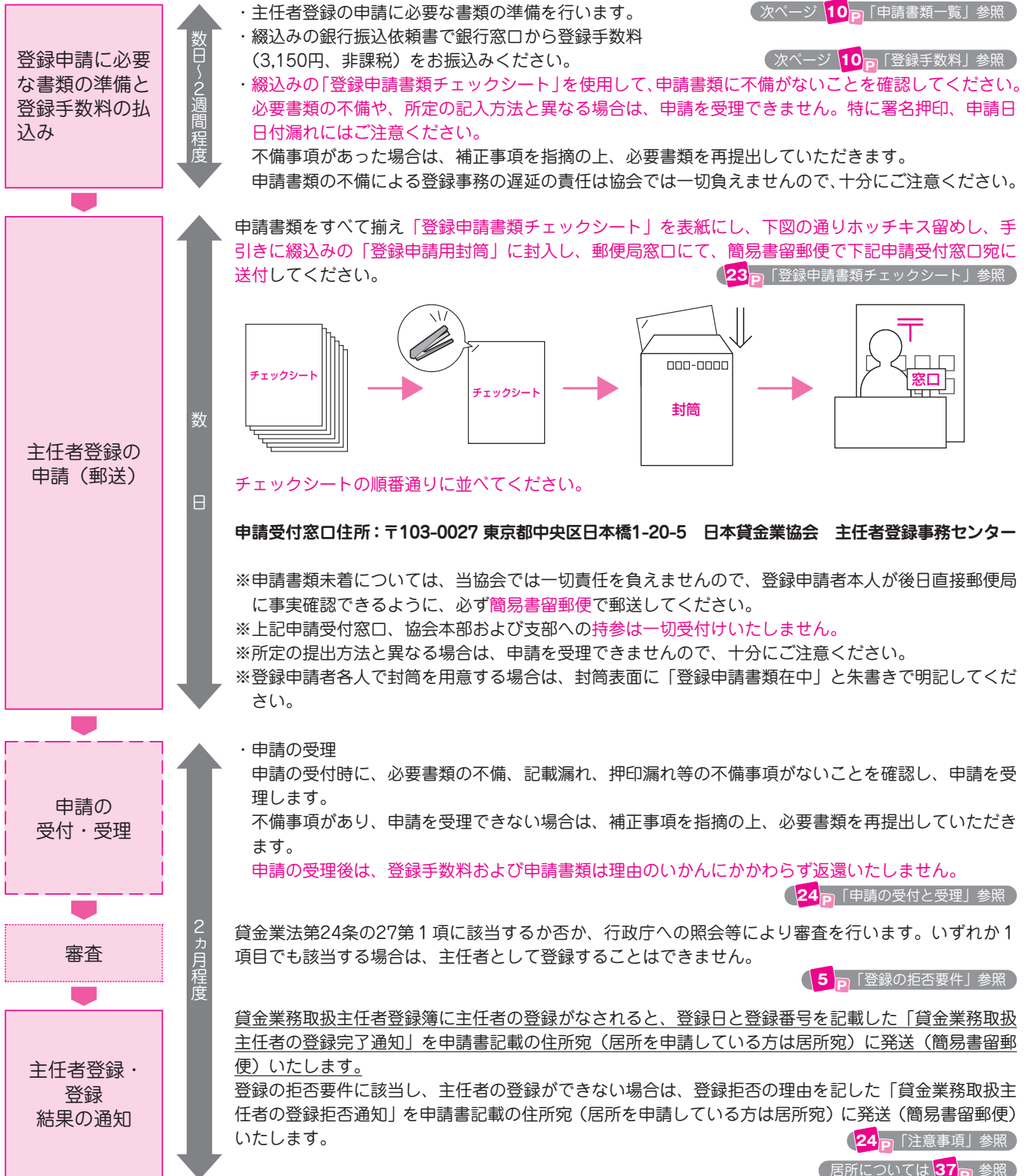
2 個人申請（申請フロー）

【個人申請について】 登録申請者が単独で申請する方法です。

【個人申請に際しての注意点】

一旦、「個人扱い」で行われた申請を、途中から「団体扱い」に変更することはできません。また、その逆もできません。

申請の受理から登録完了まで約2ヵ月を要します。（登録の拒否要件の審査の状況により、2ヵ月を超える場合があります。）登録行政庁への届出等に関係する方は、適切な申請のスケジュール管理を行ってください。



【申請書類一覧（個人申請のとき）】

申請書類	登録申請者		作成・取得場所	協会HP ダウンロード	参照 ページ	
	日本国籍を 有する者	外国籍 の者				
1 貸金業務取扱主任者登録申請書	○	○	手引き に綴込	可 (PDF)	19ページ	
2 履歴書	○	○		必要事項を記入し、 署名押印	可 (PDF)	20ページ
3 誓約書	○	○		日付を記入し、 署名押印	可 (PDF)	20ページ
4 身分証明書 (発行日から3ヵ月以内のもの)	○	—	窓口申請 郵送申請	—	21ページ	
5 住民票の抄本 (発行日から3ヵ月以内のもの)	○	○	窓口申請 郵送申請	—	21ページ	
6 払込受付証明書	○	○	手引き に綴込	不可	—	
7 登録講習の修了証明書の写し (申請日の前6ヵ月以内に行われた もの)	○	○	登録講習受講後の申請には必ず提出が必要です。 資格試験の合格日が、登録申請日（消印有効）から10ヵ月以内（※）である場合は不要です。 登録講習を受講し、課程を修了した方に交付されます。 ※団体申請の場合と期間が異なります。	—	6ページ 22ページ	
8 登録申請書類チェックシート	○	○	手引き に綴込	可 (PDF)	23ページ	
9 戸籍抄本（発行日から3ヵ月以内の もの）	○	—	窓口申請 郵送申請	—	23ページ	

◆登録申請者の氏名が、登録講習の「修了証明書」に記載の氏名から変更がある場合（登録講習の免除の方で、資格試験の「合格証書」に記載の氏名から変更がある場合及び婚姻前の氏名併記を希望する場合は、以下の書類が必要になります。但し、「住民票の抄本」(上記5)に変更前と変更後の氏名(又は旧姓)が記載されている場合は、「戸籍抄本」(下記9)の提出は不要です。

※【表中記号について】「○」→必須書類、「○」→条件に該当する場合のみ必要な書類、「網掛けの書類（4.5.および9）」は官公署発行の書類

【登録手数料】

3,150円（非課税）

受領した登録手数料は、申請受理後は、理由のいかんにかかわらず返還いたしません。

- ・この手引きに綴込みの「銀行振込依頼書」に必要事項を記入し、銀行窓口から電信扱いで振込みしてください。
- ・銀行の受付印等が付された「A払込受付証明書」原本を登録申請書の所定の場所に貼付してください。（コピー不可）その際、剥がれおちないようにしっかりと全面のり付けしてください。
- ・郵便局からの振込みおよび銀行等のATMからの振込みはできませんので、必ず所定の用紙を使用し、銀行窓口から振込みを行ってください。
- ・振込みの際の、振込手数料は登録申請者負担となります。
- ・払込受付証明書原本の貼付の確認ができないとき、または入金の確認ができないときは申請の受理ができませんのでご注意ください。
- ・振込人名義は登録申請者本人としてください。

【申請の取消しについて】

申請の受理後は、理由のいかんにかかわらず申請の取消しはできません。

申請が受理されず申請を取消す場合は、申請者に申請書類と登録手数料を返還いたします。この場合、登録手数料については、申請書類返還に伴う郵送費（簡易書留郵便）、および登録手数料返還に伴う振込手数料を除いた金額を返還いたします。返還する際は、所定の手続きが必要となり、返還までに相当の日数がかかりますので予めご了承ください。申請書類に不備があり、その不備の補正に3週間以上かかる場合も、申請の取消しを行い、上記の通り申請書類と登録手数料を返還いたします。